

長野市産業振興審議会と専門分科会について

1 産業振興審議会の設置

複雑多様化する市民ニーズや環境意識の高まり、産業構造の変化、景気の動向などにより、各分野別に施策を展開することに加えて各産業が連携して施策を推進する必要があります。

このため長野市では、農業、林業、商業、工業、観光及び労働など、様々な視点から総合的に産業振興を図ることを目的に、長野市産業振興審議会条例を制定し、平成18年度に産業振興審議会を設置しました。

この審議会は、産業振興に関する最高審議機関であり、各産業の代表、学識経験者、公募委員により構成されています。

それまで各分野においてそれぞれ設置していた審議会を統一することにより、産業振興における施策展開を一体的にとらえることが可能となっています。

2 産業振興審議会の組織

産業振興審議会には、審議会本会のほか、個別の事項にも柔軟に対応するため6つの専門分科会を設置しています。また、審議会委員は、各専門分科会委員としての役割も担っていただくことにより、産業振興審議会の審議内容や経過が、専門分科会に反映できるようになっています。

さらに、各専門分科会の事務局を商工観光部及び農林部の関係課に設置することにより、連携を図っています。

3 審議会と専門分科会の役割

(1) 審議会の役割

産業振興審議会では、様々な産業が互いに補完しながらバランスの取れた発展を遂げるための総合的な産業振興策について調査及び検討を行います。

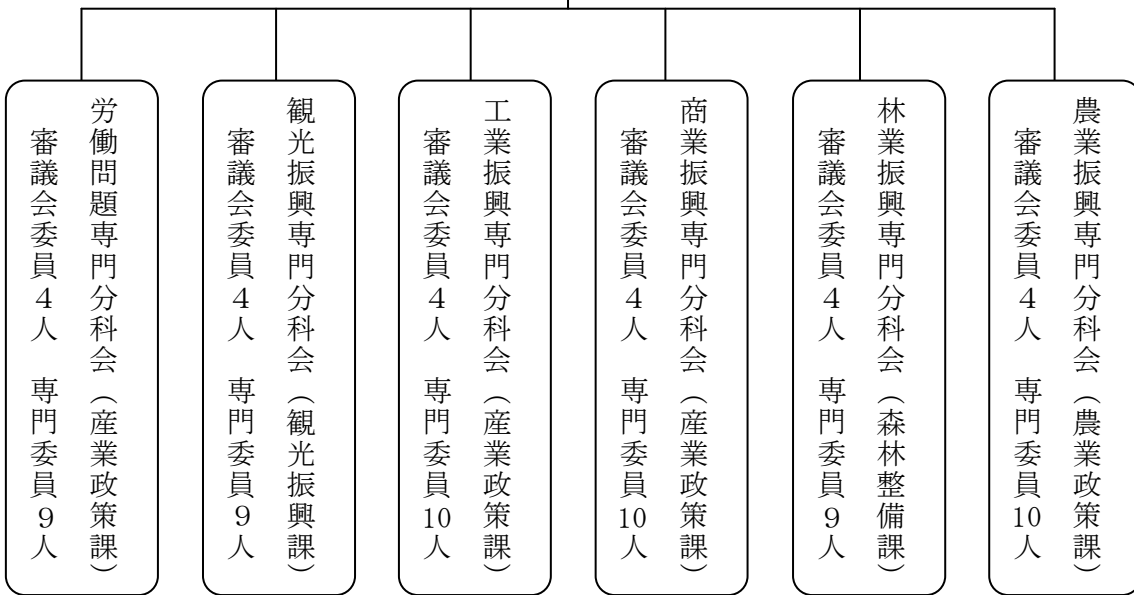
(2) 専門分科会の役割

専門分科会では、産業振興審議会で検討された内容をもとに、専門的な知識を生かし、個別の事項について調査及び検討を行います。

長野市産業振興審議会 体制図

長野市産業振興審議会(産業政策課)

委員 25 人以内



※ () 内は事務局